

平成 19 年 9 月 10 日
健康福祉事業本部
福祉部介護保険課

地域密着型サービスの介護報酬・運営基準等の検討事項について

1 介護報酬・運営基準について

- (1) 夜間対応型訪問介護費および小規模多機能型居宅介護費については、法第 78 条の 4 第 4 項に基づき市町村が独自に設定した人員、設備および運営に関する基準において、サービスの質を確保するための特別な要件を課している場合等で、市町村からの申請に基づき厚生労働大臣が個別に認定したときは、区市町村が通常の報酬よりも高い報酬（以下「市町村独自加算」という。）を算定できることとしている。

平成 18 年度第 2 回地域密着型サービス運営委員会にて、地域密着型サービスの介護報酬や運営基準等について、区としての検討を始めていくこととしたところである。

- (2) この度、厚生労働省から、「厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額」（平成 19 年 6 月 11 日厚生労働省告示第 212 号）が通知され、平成 19 年 10 月 1 日より、適用されることとなった。

2 今後のスケジュールについて

今後、市町村独自加算を算定に関して、区内の小規模多機能型居宅介護事業者等からサービスの現状の聞き取り調査等を行うとともに、地域密着型サービス運営委員会において、検討を行っていくこととする。

3 厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額の概要

裏面のとおり

厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額の概要

(1) 夜間対応型訪問介護費における市町村独自加算

加算の種類	加算される単位	要件
基本夜間対応型訪問介護費()	1月につき 15単位	下記の要件のうち、1要件を満たすものは基本夜間対応型訪問介護費()の報酬、2つ以上の要件を満たすものは、基本夜間対応型訪問介護費()の報酬を所定単位数に加算することとする。 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること 地域における支援体制が確保されていること。 その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること。
基本夜間対応型訪問介護費()	1月につき 30単位	
定期巡回サービス費	訪問1回につき 50単位	専門性の高い人材が確保されていると認められること。
随時訪問サービス費()		
随時訪問サービス費()		

(2) 小規模多機能型居宅介護費における市町村独自加算

加算の種類	加算される単位	要件
小規模多機能型居宅介護費()	1月につき 500単位	下記の要件のうち、 の要件を必須とし、 の要件のみを満たすものは、()の報酬、 の要件および ~ のうち、1要件を満たすものは()の報酬、 の要件および ~ のうち2要件を満たすものは()の報酬を所定単位数に加算することとする。 認知症高齢者を積極的に受入れていること。 専門性の高い人材が確保されていること。 他の事業者や地域との連携の強化がされていること。 その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること。
小規模多機能型居宅介護費()	1月につき 750単位	
小規模多機能型居宅介護費()	1月につき 1,000単位	

4 添付資料

市町村独自の高い報酬設定までの流れ（案）

参 考

【関係告示等】

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号） 抜粋

四 夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額は、前 3 号の規定にかかわらず市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の申請に基づき、厚生労働大臣が認めた場合に限り、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定することができるものとする。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二の 1

（11） 厚生労働大臣の認定による介護報酬の設定

夜間対応型訪問介護費及び小規模多機能型居宅介護費については、介護保険法第 78 条の 4 第 4 項の規定に基づき市町村が独自に設定した人員、設備及び運営に関する基準において、サービスの質を確保するための特別な要件を課している場合等で、市町村からの申請に基づき厚生労働大臣が個別に認定したときは、市町村が通常の報酬よりも高い報酬を算定できることとしている。この取扱いについては、平成 18 年度中に厚生労働大臣の認定その他の手続き等について検討し、実施の認定手続を経た上で、平成 19 年 4 月 1 日以降に算定する予定としている。